

個別町における家守の位置づけ

——文化・文政期の大坂を事例として——

西 坂 靖

はじめに

- 一 前提—家守の職務
- 二 家守は借家人上層の有力商業経営者か
 - 1 奉公人数
 - 2 家持になる可能性

- 三 家守になることは「上昇」か
 - 1 町式目における「弘め」
 - 2 宗盲人別帳の奥書
おわりに

はじめに

本稿では、個別町における家守の存在形態を、居付(町内住居)の家持や借家人との比較を通して具体的に検討することを課題とする。検討対象としては文化・文政期(一八〇四～一八三〇)の大坂をとりあげ、大坂の家守と個別町に関する

る乾宏巳氏の所説を手がかりとして検討を進めていきたい。

近世都市研究において、家持の代理人として町屋敷を差配する家守をめぐる課題としては、次の二つのものがあげられよう。

(1) 近世都市における町人の地縁的結合の基礎組織である個別町(町共同体)の特質の解明は、現在の近世都市研究の主要な課題の一つとされる。⁽¹⁾ 近世中・後期の個別町は、三都においては、家守を含み込んだものとして一般に想定できるのであり、そのような個別町の性格を歴史的に位置づけることが必要である。

(2) 近世都市の展開・変容をとらえる視角の一つとして、三井などの大商人・高利貸資本と都市下層民衆との矛盾、町との軋轢の問題が提示されている。⁽²⁾ 家守は、三井のような大商人・高利貸資本と、その所持する町屋敷に住む下層民衆や、町屋敷の所在する町とを媒介する存在⁽³⁾であり、家守を通して大商人・高利貸資本と都市下層民衆および町との関係がはっきりとできると考える。

本稿での検討は、これらのうち前者の課題、すなわち家守を含み込んだ個別町をどのように理解することができるかという問題の解決のための前提作業の一つとして位置づけられる。

家守と個別町について研究史上の評価を見れば、吉田伸之氏は一七世紀末以降の三都の町方中樞部に共通していえることとして、巨大な商人・高利貸資本の展開のもとで、家持の比重が圧倒的に低下し、このため家持の共同体としての個別町は、事実上家守の共同組織へと変質していくと述べている。⁽⁴⁾ しかし家守の共同組織化した個別町が、従前の家持の共同体の「町の論理」に替えて、自らの「町の論理」を持ちえたかについてまでは言及がないし、また家守自体の存在形態についての検討も省略されている。これに対し、近世中・後期の大坂を対象として、家守を含み込んだ個別町について性格規定を試みている点で注目されるのが乾宏巳氏である。乾氏によれば、⁽⁵⁾ 大坂の個別町は享保期には家守等を

排除した居付の家持による「貸屋業仲間的なもの」だったが、化政・天保期には家守は不在家持の代理人にとどまらな
い存在となり、個別町の結合の性格は家持・家守からなる「商業経営者仲間的なもの」になるとされる。つまり家守を単
なる家持の代理人としてではなく、家持とならぶ個別町の構成員として位置づけているものであり、この点が特に注目
すべき評価であると考ええる。以上のような評価の基礎にある、乾氏における家守理解の特徴としては、第一に家守は一
般に家持に準じた経済的実力を有した借家人上層から選ばれる、すなわち家守⁽⁶⁾借家人上層の有力商業経営者としてい
ること、第二に借家人が家守に任ぜられることを「上昇」と評価していることがあげられる。⁽⁷⁾このような乾氏の家守理
解および個別町理解については、すでに吉田伸之氏が、家守はあくまでも不在家持の権限を代行するものでしかないの
ではないかという原則的な視点からの疑問を呈している。⁽⁸⁾

文化・文政期以降において、家守を勤める者を単なる家持の代理人ではなく家持とならぶ個別町の構成員として位置
づけるか否かは、個別町の性格理解を左右する大きな問題である。この問題に解答を与えるためには家守それ自体に
関する具体的な分析が必要であると考えるが、先にふれた吉田氏の批判は実態分析をふまえたものではないし、一方乾
氏の主張にも史料上に家持と家守が同列に現われることについてそれを直接的に家守の地位や存在形態と結びつけてい
るのではないかという疑念が持たれる。以上のような問題関心から本稿では、乾氏が提示した家守に関する評価を手が
かりにして、文化・文政期の大阪の個別町における家守の位置づけについて以下の三点の検討を通してあきらかにして
いきたい。

(1) 個別町における家守の職務はどのようなものを概観すること。

(2) 居付の家持・借家人と比較した場合、家守を勤める者の経済的実力はどの程度かを検討し、家守が一般に家持に準じ
た経済的実力を有した借家人上層から選ばれるかどうかをあきらかにすること。

(3) 居付の家持・借家人と比較した場合、家守を勤める者は個別町においてどのような処遇をうけるかを検討し、借家人が家守になることは「上昇」と言えるかどうかをあきらかにすること。

(1) たとえば朝尾直弘「元禄期京都の町代触と町代」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下、塙書房、一九八五年) 四四一ページ、吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史 近世1』、東京大学出版会、一九八五年) 一五二ページなど。

(2) 吉田注(1)前掲論文、および「施行と其日稼の者——天保期前半、江戸町方の状況——」(『百姓一揆研究会』天保期の人・民闘争と社会変革』上、校倉書房、一九八〇年) など。

(3) 吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」(『歴史学研究』五三四号、一九八四年) 七ページでは、家守を「権力、社会的諸権力と下層民衆社会との間に介在する媒介的位相」の一つとして位置づけている。

(4) 吉田注(1)前掲論文。

(5) 乾宏巳「近世都市の支配と町人自治」(『日本史研究』二二一号、一九八〇年)。この他に、本稿が直接対象とする文化・文政期の個別町の住民分析を行なったものとして、同「化政・天保期における大坂町人社会の動向」(舟ヶ崎正孝先生退官記念会編『畿内地域史論集』同記念会、一九八一年)がある。前者と後者では家守の評価に若干のずれが感じられるが、後者ではその家守評価と個別町の性格規定とが関連づけて述べられていない。本稿では家守を含めた個別町の性格づけがなされているという点において「近世都市の支配と町人自治」を主として検討の対象にしていきたい。これらの他、乾氏の大坂に関する研究としては、『なにわ大坂菊屋町』(柳原書店、一九七七年)、「享保期大坂町人社会の動向」(大阪教育大学『歴史研究』一六号、一九七八年)、「宝曆—天明期における大坂町人社会の動向」(『ヒストリア』八三号、一九七九年)、「近世都市の社会構造」(『史潮』新六号、一九七九年)、「大坂町人社会の構造—人口動態における—」(津田秀夫編『近世国家の展開』塙書房、一九八〇年)などがある。乾氏の諸研究は、菊屋町をはじめとする個別町に視点を据えたもので、停滞していた従来の大坂の都市研究を大きく前進させたものであると評価できよう。

(6) 乾「近世都市の支配と町人自治」(『日本史研究』二二一号) 一一七、一二四ページ。

(7) 乾「宝曆—天明期における大坂町人社会の動向」(『ヒストリア』八三号) 五二ページ、および「化政・天保期における大坂

町人社会の動向」（畿内地域史論集）四九二ページなど。

（8）吉田伸之「近世史部会、乾宏巳氏報告をめぐって」（『日本史研究』二二三号、一九八〇年）。

一 前提—家守の職務

まず、二節以下の検討の前提として、家守がどのような資格に基づいていかなる内容の職務を遂行していたかについて概観したい。

次の史料は、三井大坂両替店が古手町に所持した抱屋敷に関する家守請状である。⁽¹⁾家守就任に際し、家守高島屋弥兵衛およびその請人が、家持三井八郎兵衛代判越後屋久次郎⁽²⁾へ宛て差し出したものである。⁽³⁾

家守請状之事

（第一条）

一古手町貴殿御掛屋敷ニ致任居候高島屋弥兵衛儀、先祖ノ能存知居候ニ付、我等請人ニ相立、右御掛屋敷家守為相勤候処実正也、切支丹之儀者不申及、御法度之宗門ニ而者無御座候、則宗門手形取進申候

（第二条）

一從御公儀様被仰出候御法度并御丁内申定等之儀、自分者不申及惣借屋中江申渡為相守可申候、尤借家中銘々宗旨手形取之置、其外町役無油断相勤可申候

（第三条）

一惣借家之家賃銀毎月晦日ニ取集メ為致勘定可申候、万一家賃銀右弥兵衛引負仕候ハ、何程ニ而も請人方々相弁急度相渡可申候、尤為家守給料半季ニ銀一五拾目宛被下候定也

（第四条）

一無抛儀ニ付武士方御宿仕候儀有之候ハ、町内者不申及御番所江早速御届申上、不念無之様為致可申候、其外如何様之六ヶ敷儀

出来候共、拙者共罷出急度埒明、貴殿江少シも御難儀掛ケ申間敷候、為後日家守請状仍如件

文政十三年寅八月

家守 高島屋弥兵衛 ㊦

請人 土井屋治左衛門 ㊦

三井八郎兵衛殿代判

越後久次郎殿

第一条は家守本人の身元を確認するもの。第二条においては、借家人に町触や町内の規則を守らせ人別の掌握をはかること、および町役を勤めること、がきめられている。第三条は借家家賃の取集め業務、家守が家賃を横領した際の請人の責任、および家守給（半年に銀五〇目）に関するもの。第四条は武士の宿泊の際の大坂町奉行所への届出を義務づけたものである。

この史料からわかる家守の基本的性格と職務は以下の二点である。

①家守の職務は、家守給と引換えに、不在家持から請け負ったものであること。つまり家守は都市において存在する多種多様な稼業の一つとしてとらえることができる。まずこの点を確認しておきたい。

②家守の職務は、①第二条・第四条のように本来ならば家持が、個別町・大坂町奉行所に対して勤めなければならない義務、㊦第三条に見られる家賃の取集めを主とする町屋敷経営に関する業務、以上の①、㊦の代行であること。⁽⁴⁾

次に、個別町における家守の位置づけという問題関心から、家守の職務の中で、個別町に対する家持の代行に関するもののうち主要なものを列挙する。以下は主に御池通五丁目の事例を念頭においている。

第一に、町屋敷内の借家人を掌握・統轄すること。次にあげる史料は、道修町一丁目に住む鍵屋利兵衛が御池通五丁

目に持つ抱屋敷の家守を錢屋甚右衛門に任せた際に、御池通五丁目年寄・五人組中へ宛て出した一札である。⁽⁵⁾

一 札

一 錢屋甚右衛門儀、溯底能存知慥成者ニ御座候ニ付、御丁内我等所持之家屋敷家守為相勤申候、然上者御公儀様被為仰出候御法度之趣借屋末々迄堅為相守、人別之儀相札、宅替又者家貸附候ハ、先町家主并丁内江掛合可申候、諸事入念候様申付候、若不念之儀有之者家守差替可申候、為後日一札仍而如件

文政元寅年八月

家主 鍵屋利兵衛 ㊦
家守 錢屋甚右衛門 ㊧

年寄

高岡屋勘右衛門殿

并五人組中

この史料には、個別町に対して家守が果たすべき責任として、①借家人に町触を守らせること、②借家人の人別を掌握し、借家人の転入に際しては、もとの住所の家主および町内と連絡をとることの二点があげられている。同町の町式目「町内格式申合帳」⁽⁶⁾（宝曆四年）に借家人掌握・統轄に関する同内容の規定があることから、借家人掌握・統轄が個々の町屋敷内部にとどまらない個別町全体の共通課題になっていることがわかる。その一端をになうことが家守に義務づけられているのである。⁽⁷⁾

第二に、居付の家持とともに月行司を勤めること。月行司は、月替りに町年寄を補佐し町政の運営にあたる存在である。⁽⁸⁾ 第三に、不在家持に代わって五人組の一員として、五人組の他の構成員（家持）による町屋敷の売買・譲渡・家質入な

どの証文に「何某家守」の肩書で、居付の家持と並んで加判すること。⁽⁹⁾

第四に、個別町に対して公役銀・町役銀の納入を行なうこと。⁽¹⁰⁾ 勿論、実際の負担者は不在家持である。

第五に、不在家持に代わって、町年寄選挙の際に入札権を行使すること。⁽¹¹⁾

その他、町屋敷を所持することを根拠に個別町から家持に要求される業務は、例えば乾氏が言及している自身番勤務⁽¹²⁾等を含めて、全て家守が代行しえたものであろう。機能の点から言えば、居付の家持と家守とは共同業務の分担者であるという⁽¹³⁾とらえかたをすることができる。

以上本節では、(1)家守の業務は不在家持から請け負ったもので、家守は稼業の一種としてとらえられること、(2)その業務の内容は町屋敷経営に関する、いわば私的業務の代行、ならびに大坂町奉行所および個別町に対する家持の公的義務の代行の二本立であること、そして(3)個別町に対する義務の代行という職務によって、家守は、個別町の町政運営を居付の家持とともに担う存在になっていることをとりあえず確認しておきたい。

(1) 「家守請状」(三井文庫所蔵史料 続九九一)。この書式は町屋敷の所在地の如何によらずおおむね一定である。

(2) 南三井家五代目高英。京都油小路二条下ル町居住。

(3) 元大坂両替店重役、別家手代杉本久次郎。

(4) 三井の抱屋敷の場合、大坂両替店が家賃を直接集める事例もあり、家守の存在意義は①・②のうち①、すなわち個別町・大坂町奉行所に対する不在家持が果たすべき義務の代行の方の比重が大きくなっていると考えられる。もちろん①・②の両者は相互に無関係に存在しているのではない。個別町・大坂町奉行所に対する義務の代行(とりわけ後述するように借家人に対する掌握・統轄)を全うすることは、町屋敷経営が円滑に行なわれるための前提となっていると考えられる。

(5) 「家守」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。この書式は不在家持の居住地の如何にかかわらずおおむね一定である。

(6) 「町内格式申合帳」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。借家人に対する掌握・統轄に関する規定は次の通り。

〔第一条〕 御公儀三ヶ条御法度証文（中略）、右三ヶ条之趣、銘々之儀ハ不及申借屋末々迄堅相守セ可申候

〔第二条〕

一宗旨人別之儀、銘々共義ハ不及申借屋末々迄、子供出生或ハ養子或ハ縁組并下人下女置替、尤生死共其度之人別帳面江書載セ不念無之様可仕事

〔第七条〕

一借屋人宅替致候ハ、先江引越不申内可相断候、尤先々家主見届可申候、且又脇ヲ移住之者有之ハ、家貸付さる前会所へ相知らせ、名所得と相糺可申候（後略）

〔7〕 家守は居付の家持とともに借家人をその居住地において家族・奉公人・同居人まで含めて掌握・統轄する機能を担わされたのであり、この点において大坂町奉行所による都市住民支配を末端において支える役割を果たしていたといえる。

〔8〕 御池通五丁目には文政十一年（一八二八）一〇月から向こう一年間の毎月の月行司兩名を決めた書付が残っている（「戸数人数調」大坂市立中央図書館所蔵・小林家文書）。それを表に示せば次の通り。

10月	重久 河明	久大 長高	金甚 薩錢	勘治 高佐	新久 和明	勘大 高高	忠十 奈和	久十 長薩	藤十 鍋和	喜十 播河	甚利 錢播	九忠 瀬奈	伊新 田長
11月													
12月													
正月													
2月													
3月													
4月													
5月													
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													

（重）

右の表のうち、本稿一六七ページの「一札」にあらわれた鍵屋利兵衛家守錢屋甚右衛門（錢甚）は、一二月と翌年の八月に月行司を勤める予定になっている。他には「高大」「和十」「播利」「田伊」「長新」が借家人が勤める家守であり、残りは家持である。

〔9〕 「証文」（大坂市立中央図書館所蔵・小林家文書）など。

〔10〕 御池通五丁目では明示的な史料を見つけれなかったが、例えば次の史料を参照（大坂家方諸用留・一）三井文庫所蔵

史料 別一五七八)。これは三井の大元方持抱屋敷のうちの二箇所である梶木町の例で、家守一札とともに、梶木町の町年寄に宛て出されたものである。

一 御公役銀・御町役銀、是迄之通家守助右衛門が為差出候、若滞候へ、早速可被聞候、相糺可申候、右糺之内滞銀此方方無違背差出可申候、為後日仍而如件

享和三亥年七月

御年寄

伊丹屋又右衛門殿

(11) 「年寄交代」「雑件・八」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)など。

(12) 乾「近世都市の支配と町人自治」(『日本史研究』二二一号)一一七ページ。

(13) 本節で検討したような家守の職務は、史料の上から見れば一八世紀中頃まで遡ることができる。つまり本稿の一六五〜六ページに掲げたような三井の抱屋敷の家守請状は宝暦年間から存在するし(『家守請状』三井文庫所蔵史料 続五四〜一三)、本稿一六七ページに掲げたような御池通五丁目の家守付一札の最古のものは明和三年(一七六六)一二月のものが残っている(『家守』大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。双方とも基本的な形式・内容は幕末まで変化が見られない。また家守が月行司を勤めることに関しては、古くは宝暦五年(一七五五)の菊屋町の宗盲人別帳末尾に天満屋市郎右衛門家守塩飽屋小兵衛が月行司としてあらわれる事例が確認されるのである(『大坂菊屋町宗盲人別帳』第二卷、清文堂、一九七二年)。ただし、これらのことは、本節で検討した家守の職務が一八世紀中葉以降に特有のものであることを示すものではないだろう。筆者は、町屋敷経営の代行、個別町・大坂町奉行所に対する義務の代行という家守の職務は、その初発(一七世紀)以来担わされ続けてきたものであると考えている。

三井次郎右衛門

代判

越後屋十兵衛

二 家守は借家人上層の有力商業経営者か

「はじめに」で述べたように、乾氏の家守理解の特色の第一として、家守を勤める者を「借家人上層であり、町内における有力な商業経営者」として想定していることがあげられる。この家守＝借家人上層の有力商業経営者という定式化は、化政・天保期の個別町を「商業経営者仲間のなもの」と性格規定する乾氏の所説の重要な前提の一つである。この論拠として乾氏は、明和年間の菊屋町における家守の居住期間の長さ（²定着度の高さ）をあげ、また菊屋町の「申合定」（³文政七年）の第六条に見られる「家持および家守の従来からの家業と同一商売は町内では一切認めない」という規定から、家持とならぶ有力商業経営者としての家守のイメージを引き出している。しかし、これらのみから直接的に家守＝借家人上層の有力商業経営者と定式化してしまうことについては、その妥当性に多少疑問を感じる。

よって本節では、家守＝借家人上層の有力商業経営者という理解の妥当性について他の側面から検討してみたい。以下、(1)雇用している奉公人の数、(2)家持になる可能性という二つの視点から、家守稼業の担い手と町内の他の家持・借家人との比較検討を試みたい。家守の存在形態は同じ大坂の中でも地域によって異なることが予想されるが、ここでの対象地域は、乾氏もたびたびあげている北堀江の御池通五丁目、および島之内の菊屋町の二箇町とする。

(1) 乾「近世都市の支配と町人自治」(『日本史研究』二二一号)一一七ページ。ただし同「化政・天保期における大坂町人社会の動向」(『畿内地域史論集』四九七ページ)では、町内有力借家人が家持になるステップとして家守になるという場合の他に、家守として専門化する傾向を指摘している。しかしそれと家守を含めた個別町の性格規定との関係については言及されていない。

第1表 文化5年・御池通五丁目の家守

	不在家持名・家守名	奉公人数	家持になるか
①	長岡屋久兵衛家守 高岡屋勘右衛門(居付家持)	12 ^人	—
②	平野屋五兵衛家守 河内屋重右衛門(")	1	—
③	船屋伊兵衛家守 野根屋新兵衛(借家人)	3	ならない
④	鍵屋利兵衛家守 } 錢屋甚右衛門(") 長岡屋久兵衛家守 }	2	"
⑤	平野屋儀助家守 田中屋伊右衛門(")	1	"
⑥	布屋辰蔵家守 鍋屋市兵衛(")	1	"
⑦	播磨屋喜助家守 播磨屋利兵衛(")	0	なる
⑧	大津屋吉兵衛家守 } 高岡屋儀助(他町住居) 高岡屋勘右衛門家守 }	不明	不明

出所)「人別帳」「水帳」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。

第2表 文化5年・御池通五丁目の奉公人雇用状況(1)

	(A)戸数	(B)奉公人雇用戸数	(C)奉公人数	(B)/(A)	(C)/(B)
居付の家持	8 ^戸	7 ^戸	33 ^人	88 [%]	4.7 ^人
家守(家持)	2	2	13	100	6.5
家守(借家人)	5	4	7	80	1.8
借家人	265	84	211	32	2.5
合計	280	97	264		

出所)「人別帳」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。

注) 家守(家持)=家持が勤める家守, 家守(借家人)=借家人が勤める家守。

第3表 文化5年・御池通五丁目の奉公人雇用状況(2)

	奉公人数										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~
居付の家持	1 ^戸	—	1 ^戸	2 ^戸	—	1 ^戸	2 ^戸	—	1 ^戸	—	—
家守(家持)	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
家守(借家人)	1	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—
借家人	171	49	18	12	5	3	2	2	—	2	1

出所)「人別帳」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。

注) 家守(家持)=家持が勤める家守, 家守(借家人)=借家人が勤める家守。—は戸数0を示す。

(2) 乾氏の、明和三年（一七六六）当時の菊屋町の住民の居住期間に関する分析（注（1）前掲論文「近世都市の支配と町人自治」一一三ページ表一）によれば、家守八戸のうち七戸が三〇年以上居住という定着度の高さを示している。しかし町内に永く住んでいるからといって、それだけで家守を借家人上層と規定するのは無理であろう。

(3) 『大坂菊屋町宗盲人別帳』第一巻・六三ページ。原文は次の通り。

一 丁内家持并家守之分、是迄有来り候商売、新規ニ同商売一切致間敷事（後略）

1 奉公人数

雇っている奉公人の数は、家持なり借家人なりの経済的な実力をあらわす指標の一つとなりうると考えられる。ここでは、家守の奉公人雇用の状況を他の家持・借家人と比較することによって、家守を勤める者が一般に家持と肩を並べるような借家人上層の有力商業経営者と位置づけられるかどうかを検討する。

〔御池通五丁目の事例〕

第1表は、文化五年（一八〇八）の御池通五丁目の家守を表わしたものである。これによれば八人の家守がおり、そのうち七人が町内に住んでいる。またこのうち二人が家持である。ここでは家守を勤める者が必ずしも借家人ではないことも確認しておきたい。

第2表は、同年の家持が勤める家守および借家人が勤める家守と、その他の居付の家持・借家人のそれぞれの奉公人雇用について表わしたものである。借家人のうち奉公人を抱えるものが三割ほどしかないことを考慮に入れば、家守を勤める借家人の八割が奉公人を雇用していることは家守を勤める借家人を零細な下層民のイメージではとらえられないことを示している。しかし奉公人を雇用しているものについて、その一戸あたりの奉公人数の平均を見ると、借家人二・五人、借家人が勤める家守一・八人、居付の家持四・七人、家持が勤める家守六・五人である。これによれば借

第4表 文化5年・菊屋町の家守

	不在家持名・家守名	奉公人数	家持になるか
①	福岡屋定次郎家守 播磨屋利兵衛 (借家人)	5人	なる
②	瓦屋弥三兵衛家守 清水屋卯兵衛 (")	2	ならない
③	紙屋治兵衛家守 阿波屋文蔵 (")	1	"
④	塩屋弥兵衛家守 河内屋伊兵衛 (")	1	"
⑤	北村六右衛門家守 中道屋六兵衛 (")	1	"
⑥	天満屋市郎右衛門家守 塩飽屋長三郎 (")	0	"
⑦	佐野屋徳兵衛家守 天満屋庄助 (")	0	"

出所) 『大坂菊屋町宗旨人別帳』第5巻～第7巻。

第5表 文化5年・菊屋町の奉公人雇用状況(1)

	(A)戸数	(B)奉公人雇戸数	(C)奉公人数	(B)/(A)	(C)/(B)
居付の家持	9戸	8戸	59人	89%	7.4人
家守(借家人)	7	5	10	71	2.0
借家人	121	69	127	57	1.8
合計	136	81	196		

出所) 『大坂菊屋町宗旨人別帳』第5巻。

注) 家守(借家人)=借家人が勤める家守。宗旨人別帳末尾の人数集計部分も記載されている「下人下女」の合計数は198人で、本表における計数より2人多い。

第6表 文化5年・菊屋町の奉公人雇用状況(2)

	奉公人数										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~
居付の家持	1戸	—	1戸	—	—	4戸	—	—	—	—	3戸
家守(借家人)	2	3	1	—	—	1	—	—	—	—	—
借家人	52	45	12	7	1	—	—	1	2	—	1

出所) 『大坂菊屋町宗旨人別帳』第5巻。

注) 家守(借家人)=借家人が勤める家守。—は戸数0を示す。

家人が勤める家守は、借家人のうち奉公人を雇っているものと同程度か、それ以下であり、家持（家守を勤めているものをあわせると平均五人の奉公人）との開きは大きい。

さて、もう少ししくわしく奉公人雇用状況を検討するため第3表を掲げる。これは雇っている奉公人数を級として、居付の家持・借家人と、借家人が勤める家守および家持が勤める家守の度数分布を表わしたものである。まず町内で雇用奉公人数の最も多いのは、家持が勤める家守の高岡屋勘右衛門（第1表①）の二二人である。また借家人の中でも奉公人数の多いものがかかなりあることが注目される。これに対し、借家人が勤める家守のうち最も多いものでも野根屋新兵衛（第1表③）の三人にすぎない。ちなみに、奉公人数が三人以上の借家人戸数は二七戸を数える。これは借家人戸数全体の一〇%を占めるのであるが、これを仮に「上層借家人」と規定してみた場合、この中に含まれうる借家人が勤める家守は、先に述べた野根屋新兵衛一人しかいないのである。奉公人の数に着目した場合、御池通五丁目においては借家人が勤める家守を借家人層の上層に位置づけることはできないと言えよう。

また、乾氏の説から言えば本来家守になってしかるべき「上層借家人」たちが、なかなか家守にならないことが注目される。先の二七人のうちからは文化五年以降も家守を勤めた者がいないことが、水帳³によって確認される。
〔菊屋町の事例〕

第4表に示したように、文化五年の菊屋町には七人の家守がいる。彼らはすべて町内にすむ借家人である。

第5表は同年の居付家持・借家人と、借家人が勤める家守のそれぞれの奉公人雇用について表わしたものである。ここでも借家人全体と比べた場合、借家人が勤める家守のうち奉公人を雇用しているものの比率は幾分高いと言えるが、御池通五丁目ほどの差はない。奉公人を雇用しているものについてその一戸あたりの奉公人数の平均をみると、借家人一・八人、借家人が勤める家守二・〇人に対し、居付の家持の場合、それらの三倍以上の七・四人である。借家人が勤

第7表 文政8年・菊屋町の奉公人雇用状況(1)

	(A)戸数	(B)奉公人雇用戸数	(C)奉公人数	(B)/(A)	(C)/(B)
居付の家持	9	8	54	89%	6.8人
家守(借家人)	8	6	17	75	2.8
借家人	111	65	141	59	2.4
合計	128	79	212		

出所)『大坂菊屋町宗旨人別帳』第5巻。

注) 家守(借家人)=借家人が勤める家守。宗旨人別帳末尾記載の「下人下女」の合計数は209人。

第8表 文政8年・菊屋町の奉公人雇用状況(2)

	奉公人数										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~
居付の家持	1	1	—	—	1	1	1	1	2	—	1
家守(借家人)	2	2	1	1	1	—	1	—	—	—	—
借家人	46	29	21	8	2	—	1	2	—	2	—

出所)『大坂菊屋町宗旨人別帳』第5巻。

注) 家守(借家人)=借家人が勤める家守。—は戸数0を示す。

める家守と居付の家持との間には御池通五丁目以上の大きな格差が見られる。

第6表(第3表と同一要領で作成)によれば、菊屋町においても、先に「上層借家人」の指標とした三人以上の奉公人を抱える借家人が、借家人全体のおよそ一割、一二戸ほどある。これに対し、借家人が勤める家守で三人以上の奉公人を抱え、「上層借家人」Ⅱ町内における有力な商業経営者と見なすことができそうなものは、五人の奉公人を抱える播磨屋利兵衛(第4表①)一人のみである。また、この「上層借家人」一二戸のうち文化五年以降に家守を勤めたものは一戸のみである。^④このように、文化五年・菊屋町において家守を勤めている者の大部分は借家人上層の有力商業経営者とは言いがたい。同様のことはこの町の文政期についても言える(第7表・第8表参照)。

以上、抱えている奉公人の数によって個別町の住民を階層区分するという方法^⑤に立って御池通五丁目、菊屋町の家守を勤める者について検討した結果、借家人が勤める家守の一戸あたりの奉公人数は家持とは大きな差があること、

また借家人層の中でみても借家人が勤める家守の大部分は上層の有力商業経営者とは見なしがたいことがわかった。

また乾氏は、家守の選任について「家守を選任する場合には、その土地に定着して家業も繁昌している表店借人を任ずるのが一般的であったといえる」として、家守の選任が家持側の一方的なイニシアチヴのもとで行なわれ得るかのよう述べているが、本項での検討は、借家人上層の有力商業経営者に家守になつてほしいという家持側の希望がなかなか実現していないことを示しており、借家人（特に上層の有力商業経営者）の側としては必ずしも家守に選任されることを待ち望んでいるわけではないことをうかがわせる。この点に関しては、本節の最後でもう一度述べたい。

(1) このうち一六戸は茶立奉公人を抱えていることから茶屋を営業しているものと考えられる。第3表のうち六人以上の奉公人を雇用する借家人は全て茶屋を営業しているものである。

(2) 乾氏も「化政・天保期における大坂町人社会の動向」(『畿内地域史論集』四八七ページ)において奉公人三人―九人層を有力商人層、一〇人以上を大商人層と規定している。そして本稿の第3表・第6表・第8表と同様な表が掲げられているが、家守の位置づけについては言及がない。

(3) 「水帳」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)

(4) 第6表において八人の奉公人を抱える借家人のうちの一入、大和屋忠三郎が文政九年以降、天満屋市郎右衛門家守として宗旨人別帳にあらわれる(『大坂菊屋町宗旨人別帳』第六巻)。

(5) 一口に奉公人と言っても、下人・下女・乳母・茶立奉公人の労働内容は異なっている以上、それぞれ区別を行なった検討がなされるべきと考えるが、本稿ではなしえなかった。

(6) 乾「近世都市の支配と町人自治」(『日本史研究』二二一号)一一七ページ。

2 家持になる可能性

家守が借家人上層であるかどうかを判断する第二の指標として、家持になる可能性如何という観点が考えられる。つ

第9表 文政8年・御池通五丁目の居付の家持の出自

	居付の家持	居付の家持 になった年	前身
①	播磨屋喜助	宝暦3年以前	不明
②	河内屋重右衛門	宝暦3年以前	不明
③	鍋屋藤七	安永2年	(北堀江四丁目より転宅)
④	高岡屋勘右衛門	寛政3年	家守
⑤	薩摩屋金兵衛	寛政12年	町内借家人
⑥	墨屋和平	享和2年	不明
⑦	瀬戸屋九兵衛	享和2年	町内借家人
⑧	薩摩屋重之助	文化8年	町内借家人
⑨	河内屋小兵衛	文化11年	町内借家人
⑩	和泉屋新吉	文政7年	町内借家人
⑪	奈良屋忠兵衛	文政7年	町内借家人
⑫	明石屋久兵衛	文政8年	町内借家人

出所)「水帳」「家屋敷譲渡」(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)。

まり家守を勤める借家人から家持になる頻度が高ければ、借家人が勤める家守を家持に近い存在、いわば家持予備軍として借家人上層に位置づけることが可能であると考えられるからである。

〔御池通五丁目の事例〕

第1表に示した通り(③)⑦)、文化五年(一八〇八)の段階では町内住居の借家人が勤める家守は五人いる。このうち後年御池通五丁目において家持になるのは⑦播磨屋利兵衛一人のみである。

次に、ある時点の居付の家持についてその前身を調べることによって、家守を家持への上昇コースの辿るべき一階梯として位置づけられるかどうかを検討してみたい。第9表は、文政八年(一八二五)当時の居付の家持の前身について、水帳及び町屋敷の売買関係文書によって調べた結果を表わしたものである。これによれば二人の居付の家持のうち、前身がわかるものが九人であり、この九人の内訳を見ると、家守だったものが一人、他町から転宅してきたものが一人、残り七人は家守を経っていない町内の借家人が町屋敷を買得して家持になったものであることがわかる。

〔菊屋町の事例〕

第4表に示した通り、文化五年の菊屋町には借家人が勤める家守が七人いるが、このうち後年家持になるのは①播磨屋利兵衛一人だけである。

個別町における家守の位置づけ（西坂）

第10表 文政8年・菊屋町の居付の家持の出自

	居付の家持	居付の家持 になった年	前身
①	和泉屋吉兵衛	正徳3年以前	不明
②	河内屋清五郎	享保18年	他町持
③	茜屋久兵衛	寛保元年	町内借家人
④	丹波屋平三郎	宝暦5年	家守だし (不在家持の粹)
⑤	小倉屋平右衛門	寛政8年	家守 (不在家持)
⑥	亀島屋善蔵	享和2年	他家
⑦	大和屋利助	享和2年	町内借家人
⑧	堺屋万助	文化9年	他町持
⑨	鶴屋伊兵衛	文政5年	町内借家人

出所)『大坂菊屋町家目別帳』第1巻~第5巻。

次に、御池通五丁目と同様に文政八年の居付の家持の前身について見る。九人の居付家持を宗目別帳によって調べた結果が第10表である。これによれば家持になる前の状態がわかるものが八人である。その内訳は、町屋敷取得時に家守を勤めていたものが三人(このうち⑤小倉屋平右衛門は、父親である小浜町居住の小倉屋嘉兵衛が菊屋町に持つ抱屋敷の家守を勤め、寛政八年にその抱屋敷を譲渡され居付の家持になったもの)、その他の町内借家人が三人、他町から転宅してきたものが二人となっている。町内借家人が、家守を経て、町屋敷を買得し家持になった事例は、結局八例のうち二例(④、⑥)のみである。

以上、家持になる可能性如何という点から、御池通五丁目、菊屋町の借家人が勤める家守および居付の家持について検討した結果、家守を勤める借家人が家持になる事例は少なく、むしろ町内借家人から、家守を経ずに、家持になるケースが多いことがわかった。⁽¹⁾ 家守を家持予備的なイメージでとらえることはできないのである。

以上、本節の検討をふまえれば、家持と比肩する「上層借家人」の要件として(1)抱えている奉公人数が多いこと、(2)家持になる可能性が高いことをあげて見た場合、借家人が勤める家守の多くはいずれの要件も満たさないことがわかった。勿論、中には「上層借家人」といってしかるべき家守もいるが、しかし一般的に家守を借家人上層として、さらに町内における有力な商業経営者として理解することは妥当ではない。⁽²⁾ このような視点から見れば、乾氏⁽³⁾があげている菊屋町「申合定」第六条の「家持・家守と同一商売の禁止」規

定については家守が家持とならぶ有力な商業経営者であったことの反映としてではなく、居付の家持たちが、家守の担った機能―町政の運営に参加し町屋敷内の借家人を掌握・統轄する―を重要なものと認識し、家守の存在の安定化をはかる意図に発したもので、すなわち、居付の家持たちによる家守優遇策として解釈できるのではないだろうか。

また、本節で見たような、多くの奉公人を抱える借家人上層の者たちが、なかなか家守にならないような事態については、家守を一つの稼業とみる視角からすれば、家守を勤めることによって得られる利益が、家守を勤める負担の大きさ⁽⁴⁾を十分償うほどのものではないと判断されたことによるものと考えられる。彼らのような、おそらく表通りに面した有力な商業経営者にとっては、家守という複雑な副業に手を出すよりも、本業に専念したほうが実利があったのであると推測される。

(1) 年代は遡るが、深井甚三「近世都市発達期における大坂船場町人社会の動向―道修町三丁目を事例に―」(『文化』四三巻三・四号、一九八〇年)一七六ページには、寛文一二年(一六七二)から享保一九年(一七三四)にかけての道修町三丁目における町屋敷購入者の一覧表が掲げられている。そこにあげられた一三件のうち、町内の家守が町屋敷を購入して家持になった事例は一件のみである。ちなみに、町内の借家人が町屋敷を購入して家持になった事例は七件ある。

(2) 従来、個別町の分析に際し、家持と家守を「本町人」もしくは「家主層」という形で一括して処理し、存在形態や動向を論じる場合が多く見られるが、ここでの家守の存在形態に関する検討をふまえれば、無条件に家持と家守とを一括するのは分析の厳密さを損なうおそれがあり、個別町の住民分析の方法としては問題があると考えられる。

(3) ここですべて確認しておきたいことは、家守の職務が遂行されることによって利益を得るのは町屋敷所持者である不在家持(および町内の家持たち)であること。すなわち家守は自己の遂行する職務それ自体(例えば借家人の掌握・統轄、月行司勤務など)から直接的な経済的利益を得ることはないものと考えられる。大坂の家守の直接的利益⇨収入の主なものについて概括すれば、①家持から与えられる家守給が主たるもので、他に②新規に引越してきた借家人から徴収する樽代、③個別町における弘めの祝儀の割前を丁代など町の使用人とともにうけることなどがあげられる。ちなみに『守貞漫稿』上巻(東京

堂、一九七三年）四七、五一ページによれば、大坂の家守給は年に「銀二三枚」（銀一枚は四三匁）、樽代は「酒一二升ノ手形」のみ。いずれも江戸の家守より少額とされている（江戸と大坂のちがいについては「おわりに」の注（4）でもう一度とりあげたい）。借家人の移動により樽代収入がしばしばあり、他に不定期に祝儀の割前があったとしても、また複数の家持の家守を勤めたとしても、基本となる家守給がこの程度では家守専業でくらしを成り立たせることはむずかしいようである。また、家守になることによって得られる収入以外の間接的（とは言っても重視すべき）利益としては、有力な商業資本と結びつきを得ることによって金融的なつながりや営業上の信用を得ること、さらにまた家持同様の職務によって自己の上昇志向を満足させること、などが考えられる。家守を勤める者の立場からすれば、家守を勤めるかどうかは、基本的にはこのような利益と不利益に関する比較考量によって決められるものと考えている。勿論、経済的利害が単一の要因ではなく、例えば御池通五丁目の家持である高岡屋勘右衛門、河内屋重右衛門が何代にもわたって同一の不在家持の家守を勤めているような事例は家守と不在家持との間の家守給などによる収入に還元しきれない特別な関係の存在を想像させる。

（4）『守貞漫稿』上巻・四七ページによれば、江戸の家守に専業の者が見られるのに対し、大坂の家守の存在形態としては、それぞれ本業を持つものが家守を勤めるということが述べられている。兼業の家守の場合、家守を勤めることの不利益は、家守の業務の繁忙さが本来の稼業にとって障害になることが主なものであろう。特に日常的な借家人の掌握・統轄や、しばしばおこる彼らの訴訟事件の際の大坂町奉行所への付添いなどは、かなり家守の手を煩わせたものと考えられる。

ちなみに、菊屋町の家守についてその職業がわかるものについて左に列記しておく（乾『なにわ大坂菊屋町』二九〇～二九五ページ、「菊屋町住民の職業」より抜粋）。

	(史料登場年次)	(名前)	(職業)	(家守勤務期間)
	宝曆一二年	高田元倫	本道歩行医師	安永 八年～天明 四年
	宝曆一二年	中川弥三右衛門	和泉流狂言師	天明 元年～寛政 三年
○明和 五年		京屋庄兵衛	芝居木戸番	明和 三年～明和 六年
天明 六年		灘屋次兵衛	鼈甲類細工渡世	天明 八年～寛政 二年

天明	七年	中道屋六兵衛	搗米商	文化	五年	天保	九年
○天明	七年	小郡屋六兵衛	搗米商	安永	九年	寛政	二年
文政	五年	大和屋忠三郎	呉服物商売	文政	九年	弘化	元年
○文政	七年	淡路屋四郎兵衛	薬種商	文政	五年	文政	九年
文政	八年	阿波屋文蔵	板行類并本屋	寛政	六年	文政	二年
天保	一五年	阿波屋宗兵衛	紙商売	安政	四年	万延	元年
○嘉永	元年	清水屋伊兵衛	扇子商	享和	元年	嘉永	四年
安政	三年	近江屋利兵衛	飛脚屋	文政	一年	天保	九年
慶応	三年	小倉屋平右衛門	蠟燭小売	寛政	二年	寛政	八年
慶応	三年	絹屋安兵衛	下駄草履小売	万延	元年	慶応	二年
その他、丁代(天満屋)	庄七が、文政二年以降丁中持屋敷の家守を勤めている。						

(○印は史料登場年次に家守を勤めていたものを示す)

三 家守になることは「上昇」か

乾氏の家守理解の特色の第二は、「借家人でも家守に選任されて上昇する機会があった」とあたかも家守を勤めることがすなわち身分・格式の上昇であったかのように述べていることである。これは、家守について「準町人の資格あり」とする『大阪市史』⁽²⁾における評価をうけついでいるものと言える。たしかに第一節でみたように月行司勤務、五人組連印、また乾氏が引いている町年寄入札、自身番勤務等の例において、家守を勤める者と家持とは、史料の上に同列に

あらわれている。家守になることを「上昇」ととらえたりするのはこういった事実を根拠とするものと考えられる。

しかし、それらの事例はいずれも家守が個別町に対する不在家持の義務を代行している場合であることに気づく。借家人が家守に選任されることによって生ずる変化の意味を全体的にとらえるためには、個別町に対する不在家持の義務の代行以外の局面における家守を勤める者の処遇のされかたについて検討してみる必要がある。また家守になることを「上昇」ととらえる理解の背景には、家守を借家人とは区別された独自の住民階層としてとらえる理解のしかたがある³⁾と考える（例えば「家持・家守・借家人」という近世的な階層構成³⁾というような言いかたがされること）。

そこで本節では、家持・借家人とならぶような家守という階層が設定されているのか、また家守を勤める者は他の借家人と異なる格別の待遇もしくは家持と同様の処遇をうけるのかをあきらかにしたい。具体的には、(1)個別町限りの町式目における町儀Ⅱ「弘め」、(2)都市住民支配の基本台帳とされる宗盲人別帳の奥書における階層分類における家守を勤める者の取り扱われ方について検討する。ここでは主に菊屋町をとりあげることにする。

(1) 乾「宝曆―天明期における大坂町人社会の動向」(『ヒストリア』八三号) 五二ページなど。

(2) 大阪市参事会編『大阪市史』第一卷(一九一三年)三一七ページ。

(3) 深井甚三「近世都市発達期における大坂船場町人社会の動向」(『文化』四三卷三・四号)一九ページ。

1 町式目における「弘め」

町式目において大きな比重を占めるのが、町儀Ⅱ「弘め」に関する項目である。「弘め」とは、個別町に新規に参入する場合、個別町によって、町内の住民たることを公認してもらうために祝儀を差し出すことであり、どのような「弘め」が義務づけられているかを調べることによって、個別町における地位・処遇があきらかにされると考える。ここで例にあげるのは家守を勤める者自身の婚礼に関するものである。これは家守の職務とは直接関わりない局面であるといえる。

第11表 菊屋町・婚礼の「弘め」の出銀規定

○丁人并 嫡子婚礼出銀		
振舞銀顔役ニ而	銀 2 枚	} 銀132匁9分
年寄江	金100匁	
丁代江	銀 2 兩	
同女房江	銀 3 匁	
同忰江	銀 3 匁	
同親江	銀 3 匁	
下役江	銀 1 兩	
同女房江	銀 2 匁	
同忰江	銀 2 匁	
髮結江	銀 3 匁ツ、	

○借屋中丁内江 引越来り候節并名前替等		
顔見世出銀		} 銀10匁6分
通心齋橋筋	{ 年寄江 銀 1 兩	
	{ 丁代江 銀 1 兩	
	{ 下役江 銀 2 匁	} 銀 7 匁 5 分
横町通	{ 年寄江 銀 3 匁	
	{ (丁代江) 銀 3 匁	
	{ 下役江 銀 1 匁 5 分	} 銀 5 匁
裏借屋	{ 年寄江 銀 2 匁	
	{ 丁代江 銀 2 匁	
	{ 下役江 銀 1 匁	

出所) 『大坂菊屋町宗旨人別帳』第1巻, 56~59ページ。
 注) *「丁人」宅へ引取同家の場合もこの規定が適用される。
 () 内は筆者の推測による付加。合計銀高は髮結2名とした場合の筆者の計算による。

年「諸祝儀式目帳」⁽²⁾の借家人に関する祝儀出銀規定も「借家人宅名前替婚禮、礼智取之節出銀」(傍点筆者)として、これは「婚禮」を含めてだが、やはりひとまとめにされておられ、両者を同様の借家人の祝儀に関する包括的な規定と考えれば、菊屋町の場合、借家人に婚禮の際の祝儀出銀義務があるとすれば、それは「借屋中丁内江引越来り候節并名前替等顔見世出銀」の規定に拠ってなされるものと考えられる。これらをまとめたものが第11表である。

第一に注目すべきことは、この町式目において家守の婚禮の「弘め」に関する出銀規定が見られないことである。菊屋町に限らず、管見の限りでは、大坂の多くの個別町の町式目においては、家守を勤める者の婚禮などについて直接規定した条項は見られないのである。⁽³⁾これは大坂の多くの個別町においては、家守や借家人と並ぶような家守という独自

菊屋町の文政七年(一八二四)「永代式目定」⁽¹⁾には婚禮の「弘め」に関する祝儀出銀規定として「丁人并嫡子婚礼出銀」という項目がある。また借家人に関する祝儀規定としては「借屋中丁内江引越来候節并名前替等顔見世出銀」(傍点筆者)という項目にひとまとめにされているが、婚禮という言葉は見えない。ところで道修町三丁目の文政七

第12表 道修町三丁目・婚礼の「弘め」の出銀規定

○町人女房呼迎婚礼之節出銀			
町中江 振舞銀	銀 2 枚	} 銀148匁6分	
年寄江	金 200 疋		
町代江	銀 2 兩		
同女房江	銀 3 匁		
同親江	銀 3 匁		
同悴江	銀 2 匁		
夜番人式人江	銀 3 匁ツ、		
同女房江	銀 1 匁ツ、		
髪結三人江	銀 2 匁ツ、		
会所下女江	銀 1 匁ツ、		
○借屋人宅替名前替婚礼掣取之節出銀			
豎町借屋	年寄	銀 1 兩	} 銀11匁3分
	町代江	銀 3 匁	
	夜番兩人江	銀 2 匁ツ、	
横町借屋	年寄	銀 3 匁	} 銀 8 匁
	町代江	銀 2 匁	
	夜番兩人江	銀 1 匁 5 分ツ、	

出所) 『日本都市生活史料集成』第1巻, 455~456ページ。
注) 合計銀高は筆者の計算。

の階層は設定されていないことのあらわれと考えられる。第二に注目すべきことは、「丁人」に義務づけられる出銀額と「借屋中」の出銀額の差がかなり大きいことである。すなわち「丁人」の出銀高銀一三〇目余に対し、「借屋中」の場合、出銀高は「心齋橋筋通表借屋之分」の場合でも銀一〇匁六分と、「丁人」の二三分の一にすぎない(同様なことが道修町三丁目「諸祝儀式目帳」についても言える。第12表参照)。

文政七年の時点において、菊屋町に家守は八名存在している。彼らはいずれも町屋敷を所持していない。彼らの婚礼の「弘め」の際には「丁人」としての出銀規定が適用されるのか、それともそれは適用されず「借屋中」として処遇をうけるのであろうか。

ここで考慮すべき点の第一は、こういった家守の職務と直接関わらない局面の費用は家守を勤める者が自弁するのが一般的であろうということ。三井大坂両替店持抱屋敷の事例⁽⁴⁾で見れば家守設置の際の「弘め」や家守代替りの際の「弘め」の費用は不在家持(三井)側が負担しているが、家守婚礼の「弘め」の祝儀まで支出しているという事実は見当たらない。考慮すべき第二の点は、近世後期の大阪の家守の平均的な給料が、年に銀二、三枚(銀一枚は四三匁)程度とされること⁽⁵⁾や、前節で検討した家守の経済的

実力の程度からすればこの額は家守自身にとってはかなりの高額であると考えられること。明示的な史料は提示できなかったが、右の事例からも、借家人が勤める家守の婚礼の場合には「丁人」としての祝儀出銀規定は適用されず、課されるのであれば「借屋中」としての義務が相当である（もし借家人に婚礼の「弘め」の出銀義務がないならば借家人が勤める家守にも義務はない）と考えてよいだろう。⁽⁶⁾つまり、婚礼の「弘め」など不在家持の代理人としての家守の職務に直接関わらない局面では、家守は独自の階層として設定されていないのが一般的であり、かかる上は家守は、それが借家人が勤めているものならば、家持同列の取扱いをうけることはなく、その実質（家持ではなく借家人であること）に即した義務が課されると推測されるのである。借家人が勤める家守が、借家人並の義務しか要求されないとすれば、それは不在家持の代理人としての職務に関わらない局面での彼らの権利・処遇が借家人並でしかないことと対応するものと考えられる。

(1) 『大坂菊屋町宗盲人別帳』第一卷・五二～六一ページ。

(2) 『日本都市生活史料集成』第一卷（学習研究社、一九七七年、四五一～四五六ページ）。

(3) もとより個別町はそれぞれが自前の町式目を持つなど自律性を有する組織であり、家守を勤める者の処遇についてもとりあげる町によって幾分かの差異のあることが予想されるのだが、菊屋町「永代式目定」、道修町三丁目「諸祝儀式目帳」の他、南米屋町「丁中式目帳」（寛政二年、『大阪市史』第五卷）、道頓堀立慶町「町内式目定」（寛政三年、『南区志』）、桐木町「帳切諸出銀并諸祝儀定」（文政六年、石井良助「町式目」『法学協会雑誌』六一巻九・一〇号）、「南組農人橋二丁目式目」（寛政九年、大阪府立中之島図書館所蔵史料）、「農人橋二丁目式目定」（文政元年、大阪府立中之島図書館所蔵史料）、両国町「町内定式帳」（文政五年、大阪府立中之島図書館所蔵史料）、「南組鍛冶屋町老丁目式目帳」（安政二年、大阪府立中之島図書館所蔵史料）等においても家守の婚礼に関する出銀規定は見られない。御池通五丁目「町内格式申合帳」（宝暦四年、大阪府立中央図書館所蔵・小林家文書）には家守婚礼に関する規定があるが額が明示されていない。家守婚礼の際の具体的な銀規定が見られたのは、注(6)で後述する二本松町「町内式目帳」（天明三年、『西区史』第一巻）のみである。

(4) 「安永九子年七月迄家方勘定目録」（三井文庫所蔵史料 続六一〇一一）他。

(5) 『守貞漫稿』上巻・四七七ページ。

(6) 管見の限りで、家守の婚礼の「弘め」の具体的な出銀額の規定を見出すことのできた唯一の町である二本松町の「町内式目帳」(『西區史』第一巻、一九四三年、五九〇七二ページ) について簡単に見ておきたい(家守婚礼の出銀規定が存在することは例外的で、その意義とこの町独自の事情を考察しなければならないが、この点は未検討)。この史料によれば、①家持が婚礼の「弘め」のために出銀しなければならぬ銀高として九九匁四分、②「家守分並代判人等婚礼之節」の出銀として銀一〇匁三分、③「借家人宅替顔見世祝儀之事」として表借屋で銀七匁、裏借屋で銀三匁五分の出銀となっている。注目すべきことは、①と②の出銀額の差の大きさであり、②と③が近いレベルにあることである。つまり家守婚礼の出銀規定はあるけれどその出銀額からすれば家持同等ではなく借家人並なのである。やはりこれが家守の経済的実力に相応なのであり、町内の地位についてもけっして家持並ではなく借家人並であることを示唆するものであろう。

(7) 本項では家守の婚礼時の「弘め」について町式目を材料にして検討を加えたが、もう一つ町式目における家守の位置づけで注意すべき史料をあげておきたい。道修町三丁目の「町内申合書」の第三条である(『日本都市生活史料集成』第一巻・四四七ページ)。

一 振舞銀・顔見世会所入銀割方

銀高百目に付

家守中并夜番式人、老人に付銀老匁五分宛、丁代江三匁、残り居町人顔割配分

これは町内へ新たに加わる者が町に差し出した弘めの祝儀の分配規定であるが、個別町における家守の地位を考える上で興味深いのは、家守の取分が丁代より少なく、夜番(他の町での下役に相当か)と同列に扱われていることである。これは家守が、居付の家持たちの意識では町政の実務を担う丁代・夜番と同類か、それに近い存在(実務の担い手)として位置づけられていることを示すのではないかと考える。

2 宗盲人別帳の奥書

個別町における家守を勤める者の地位をあきらかにする手がかりとしては、宗盲人別帳もその一つである。ここでは

宗盲人別帳の奥書の人数集計部分に着目して個別町の住民の階層分類のありかたについて検討したい。

文化五年（一八〇八）の菊屋町の宗盲人別帳の記載は、家持・家守・借家人の順になっている。⁽¹⁾これのみに注目すれば、あたかも家守を勤める者は「準町人」であり、借家人の上位に家守という階層が設定されているように見えるのだが、はたしてどうだろうか。これが奥書の人集計部分にはどのようにあらわれてくるかをみてみたい。

家数拾八軒

役数貳拾七役 内 巷役町年寄屋敷無役

内

八軒ハ 拾巷役 住宅家主八人

(中略)

家持之妻子貳拾五人 内 男 拾貳人
女 拾三人

借屋之者四百拾四人 内 男 貳百四人
女 貳百拾人

下人下女百九拾八人 内 男 百三拾壹人
女 六拾七人

人数合六百四拾五人 内 男 三百五拾五人
女 貳百九拾人

但去年より三拾貳人増 内 男 拾五人
女 拾七人

文化五戊辰年九月廿九日

(後略)

まず、町内の住民を「住宅家主」（自己の所持する町屋敷に居住する家持のこと）の他に、「家持之妻子」「借屋之者」「下人下女」という階層に分類しており、「家守」という階層を設定していないことに注目したい。家持・借家人と別に「家守」という階層を設けることをしないという都市住民の分類のあり方は、大坂町奉行所・惣年寄からの町触・口達に見られる階層分類と共通するものであると言える。⁽³⁾

この文化五年の菊屋町の家守については、家守本人が七人、その家族二八人、計三五人が居住していることがこの宗旨人別帳の記載から知られる。この家守七人はいずれも町屋敷を所持しておらず借家住まいであるのだが、彼らは人数集計のどこに分類されているのか。結論から言えば、彼らは「家持之妻子」ではなく、「借屋之者四百拾四人」の中に分類されているのである。⁽⁴⁾ すなわち、この宗旨人別帳の奥書においても、借家人が勤める家守は家持とは区別され、その実質に即した位置づけがなされているものと言えよう。

以上、本節における(1)「弘め」の祝儀、(2)宗旨人別帳奥書に関する検討をふまえれば、多くの町においては家持・借家人と並ぶような家守という独自の階層は設定されておらず、不在家持の義務の代行に直接関係のない場合の家守の地位・処遇については、その家守が家持であるか、借家人であるかという実態に即したものになると考えてよいだろう。要するに、借家人が家守に選任されて、年寄入札・自身番勤務等において居付の家持と同列にあつかわれるとしても、それはあくまでも不在家持の代理であり、したがってその個別町に対する義務の代行の場面に限定されることがわかる。⁽⁵⁾ 家守を勤める者本人の意識は知らず、客観的に見れば、借家人が家守に選任されたとしても借家人としての階層帰属に変更は生じないのである。よって、借家人が家守に選任されることを無条件に「上昇」と表現したり、家守を「準町人の資格あり」と言ったりすることは、誤解を招きやすく厳密性を欠いた評価と言わざるを得ない。

(1) 『大坂菊屋町宗旨人別帳』第五卷・一四四ページ。

(2) 菊屋町の宗目人別帳の記載が、家持・家守・借家人の順になるのは、天明三年(一七八三)以降のことである。これ以前は、家持・家守の部と借家人の部にわかれており、家持・家守の記載序列は町年寄を筆頭に以下町屋敷の配列順になっている。この記載のあり方は、家守が家持と同等の地位・処遇を認められていたことを示すものではなく家主(家持・家守)が町屋敷ごとに借家人を統轄するという人別統制のシステムに照応したものであると考えられる。天明三年以後の家持・家守・借家人という序列は、天明二年以前の形式を引き摺ったもので、家持の借家人統轄の代行という職務に即した位置づけである。ちなみに文化五年(一八〇八)の御池通五丁目の宗目人別帳(大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書)では、借家人が勤める家守は家持の部ではなく、借家人として彼らが居住する借家において記載されている。

(3) 管見の限りでは、大坂の町触・口達において家持・借家人とならぶ階層として家守が位置づけられていることはない。たとえば、天保改革期の町触の中に、都市住民に対し分限に応じて衣服を制限しようとしたものがある(『大阪市史』第四巻下・一五九九ページ、触五五二六)。この町触には「家持之町人并妻子」「借屋人」「同居人」「召仕之下人下女」等々のそれぞれについて、分限相応の衣服制限が示されているのであるが、家守に関する規定は存在しない。それでは家守はどの分限並の衣服を着用すべきなのであろうか。今迄の検討をふまえれば、少なくとも衣服の着用が不在家持の代理者として家守の職務に直接的な関連を持たない場合は、借家人が勤める家守は借家人としての衣服の制限をうけるものであろうと考えられる。

(4) 家守とその家族が「借屋之者」に明確に位置づけられるようになるのは明和八年(一七七二)からである。これは明和七年一〇月に出された宗旨巻認方に関する口達における、家守が宗旨巻に印形を捺すことを停止する措置と連関したものであると考えられる(『大阪市史』第三巻・七八〇ページ、達六九三)。宗目人別帳の奥書については借屋住まいの家持の取扱いなどいくつかの検討すべき課題を残している。

(5) 家守が個別町の町政運営を家持とともに担う共同業務の分担者として位置づけられるとしても、家持と家守との間には町政参加の局面においても大きな懸隔があることを見過ごすことはできない。その主要なものの一つは、借家人が勤める家守は町年寄になれないことである。御池通五丁目、菊屋町の町年寄は管見の限り全て家持であった。また、文政七年(一八二四)御池通五丁目の町年寄交替の際、跡年寄候補四人の書上げが惣年寄へ出されているのだが(雑件・八)大阪市立中央

書館所蔵・小林家文書）、この四人の中には借家人が勤める家守は含まれていない。これを見ても家守（借家人）が町年寄になれないことがわかる。ただし、家守を勤めていても家持ならば町年寄になれる。たとえば、御池通五丁目で寛政七年（一七九五）～享和三年（一八〇三）、文化七年（一八一〇）～文政七年（一八二四）にそれぞれ町年寄を勤めた高岡屋勘右衛門父子は、町年寄在任中も土佐藩蔵屋敷名代長岡屋久兵衛の家守を勤めているという事例があげられる。

おわりに

本稿では、文化・文政期の大坂の個別町（主に御池通五丁目と菊屋町）を対象として、乾安巳氏の所説を手がかりにして、個別町における家守の位置づけについて検討を加えた。限定された対象についてのごく限られた視角からの検討にすぎないが、その結果は次のようにまとめられよう。

(1) 奉公人数の多さ、家持になる可能性の大きさを借家人上層の有力商業経営者の指標とした場合、家守を勤める者の大部分はこれにあてはまらない。

(2) 家守が居付の家持と同等の処遇をうけるのは不在家持の個別町に対して果たすべき義務を代行する場合に限られ、それ以外の局面では、借家人が勤める家守ならば、家持とは区別され、その借家人としての実態に相応の処遇をうける。

以上の検討をふまえれば、乾氏の提示した文化・文政期以降の大坂の家守のイメージ（家守は家持に準じた経済的実力を持つ借家人上層から選ばれ、単なる不在家持の代理人ではなく、家持とならぶ個別町の「自治」の担い手であるとするもの）については、これを妥当性を欠くものとしなければならない。結局、文化・文政期以降の大坂においては、家守が不在家持の代理者たる枠をこえて家持と同格で町共同体の一員になるような状況の変化は現われなかったものと考えられるのである。

以上、文化・文政期の大坂の個別町における家守の位置づけについて一応の結論を出したが、これから直ちに次のような検討課題が導き出されることになる。

(1) 乾氏が化政期以降の大坂の個別町について家守を含んだ「商業経営者仲間的なもの」と評価することの前提の一つに、氏の家守イメージがあったのであり、この家守イメージが不適當であるとするとすれば、化政期以降の個別町の性格づけについてもそのまま首肯することはできず、見直しが必要ならなければならない。⁽¹⁾この問題については、現段階では明確な評価を打ち出すことはできないのであるが、次のことは言えるだろう。すなわち近世後期においても個別町は、すでに指摘されているような経営上の信用供与の源泉である町屋敷所持および町屋敷経営の相互保全をはかるための町人身分の結合体という基本的性格を失わない。大坂の個別町は、近世を通して一貫して家持主導による家持の利益擁護のための共同組織であり、家守や他の借家人の固有の利益を守るための存在たりえなかったものと考ええる。

(2) 大坂の個別町における家守の存在形態・処遇は、江戸や京都の家守のそれと比較してみた場合どうであろうか。この点については、大坂と江戸の比較で言えば、江戸の家守の場合、大坂の家守に比して収入が多く、また「家守株」が存在することなど、⁽²⁾存在形態にかなりの差を認めることができる。また江戸においては個別町における居付の家持の比重が圧倒的に小さいことも考えあわせれば、⁽³⁾家守と個別町の関係も大坂とはかなり異なった様相を見せるのではないかも考えられる。

以上の二点の他にも、検討すべき問題点が多いが、すべて今後の課題としたい。

(1) 「貸屋業仲間的なもの」から「商業経営者仲間的なもの」への個別町の性格転化の例証の一つとして乾氏は、宝暦期の御池通五丁目では住居環境悪化防止のため茶屋が禁止されていたのに対し、文化・天保年間の同町は茶屋を中心にそれなりの繁栄を見せていたこと、すなわち宝暦期の町式目の規定の空文化をあげている(乾「近世都市の支配と町人自治」『日本史

研究」二二一号、一一〇・一一一ページ）。しかし宝暦期の御池通五丁目において茶屋が一律に禁止されていたと言えるかはいささか疑問である。次の史料は乾氏が茶屋禁止の根拠とした宝暦四年（一七五四）の「町内格式申合帳」の第一条である（大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書）（傍点筆者）。

一 丁内家屋敷売券之義ニ付丁中相談之上申合置候

（略）

一 茶屋風呂屋役者商売之事

但シ右商売人來當時相止居候而も以前右商売被致候ハ、家屋敷売中間敷事

（略）

右之商売致候衆中江家売中間敷候、尤家賃銀ニ而も借り申間敷事

ここで禁止されているのは、茶屋商売等の者に町屋敷を売却すること、もしくは茶屋商売等の者から町屋敷を担保に借銀することであって、文面の限りでは借家人の茶屋商売を禁じたものではない。一方、文化ノ天保期の茶屋商売の者について見れば、彼らはいずれも借家人であって、この町式目の規定に直接的に抵触するものではないと考えられる。したがって宝暦四年の町式目の規定の空文化の指摘は事実の裏付けに欠け、町の性格の転化を述べる根拠としてはいささか不十分であると見えよう。

むしろ良好な住居環境維持のための借家人を含めた町内の職業規制としては、町の性格が「貸屋業仲間的なもの」から「商業経営者仲間的なもの」に変わったとされる時期の、次のような町式目の規定が注目される（傍点筆者）。

① 文政七年（一八二四）菊屋町「申合定」第八条（『大坂菊屋町宗盲人別帳』第一巻・六三三ページ）。

一 借家新ニ借り受來候仁商売方、煮売屋、麵類屋、薪屋、其外嵩高成商売、又ハ人寄を相致候や、火を多取扱候商売方、都而右ニ類し候商売方之仁江ハ決而家賃申間敷事

② 天保四年（一八三三）南米屋町「町内申合式目帳」第五条（『大阪市史』第五卷・二四一ページ）。

一 都而淨留理之會・碁将碁之席屋・三味線稽古屋・舞師南等江者家賃申間敷候、其外左之商売人者、町中申合ニ而家賃不

申候間、承知可被致候事

歿屋 薪屋 炭屋 ヲ油屋 鍛冶屋 旅籠屋 居酒 煮売 風呂屋 奉公人肝煎 武家方旅宿 貸座敷(以下略)

筆者としては、家持の町屋敷経営は化政・天保期においてもそれ以前と同様に町全体の大きな問題であり、町の主要な結合要因の一つでありつづけたと考えている。

(2) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」(『部落問題研究』六八号、一九八一年)七ページ、吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史近世1』一六八ページ)。

(3) 個別町運営の主導権の所在を考える手がかりの一つとして、米価高騰の際に行なわれる町内限りの施行がある。御池通五丁目の天保期における施行について見れば、「救恤・二」大阪市立中央図書館所蔵・小林家文書、また乾氏も注(1)前掲論文一二二ページでふれている)、「町人中」としての施行の他に個々の出銀者の名前が登場する施行が四件ある。それらの出銀者はいずれも居付の家持であって、借家人が勤める家守や表借家人などはあらわれない。これは非常時において個別町の秩序の危機を回避するための有効な手段を行使することを期待され、かつ実際に行使できるのは御池通五丁目においては居付の家持のみであることを示すものであり、平常時においてもこの町の町政の実権を握っている者が居付の家持たちであって、それ以外ではないことを十分示唆するものであると考えられる。

(4) 『守貞漫稿』上巻・四七～五一ページによれば、江戸と大坂の家守の収入(家守給、樽代、節句銭、下屎代)および株の無など存在形態の違いは次のようにまとめられる。

(江戸)		(大坂)	
家守給	一〇〇両株の場合 年給二〇両	年給銀二、三枚(銀一枚は四三匁)	
樽代	金二朱 或は一分、多きは金三、五両または一〇両	酒一、二升の手形	
節句銭	五節ごと宅居に応じ五、七〇文より五、六〇〇文或は金二朱、一分	なし	
下屎代	一〇〇両株の場合 年三、四〇両	なし(家持の収入)	
家守株	株金二、三〇両より一、二〇〇両	なし	
専業化	専業のものもある	兼業	

三井両替店持抱屋敷の家守給についても、文化五年（一八〇八）において江戸二三箇所の家守の年給平均銀四〇六匁（表間口一間あたり五五匁）に対し、大坂一二箇所の年給平均は銀一七四匁（表間口一間あたり九匁）であり、江戸の家守の給銀が大坂のそれより上であることがあきらかである（「文化五辰春季江戸店持式拾四ヶ所宿賃勘定目録」など三井文庫所蔵史料 統六〇〇二、統六〇〇三、統六一六二、統六一六三）。この問題についてはいづれ稿をあらためて論じることになりたい。

(5) これに対し、大坂の個別町においては、家持が払拭されて、町中が「事実上家守の共同組織化」するような事態は、例外的であったとしても一般的ではなかったものと考えている。大坂の個別町については、江戸と比べて共同体的な結合が強固であることが言われている（例えば、安国良一「寛政改革期の大阪町方支配」『日本史研究』二二七号、一九八〇年、八二ページ）。これは一つにはこの家持の残存率の高さを要因とすると考えられるが、この点の具体的検討は、今後の課題としたい。